

第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成24年6月8日（金） 午後2時00分から4時00分まで 場所：本庁舎 1階 F会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

- 奨学金返還事務の取組状況について
- 奨学金等の返還請求訴訟の状況について
- 奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況について

(2) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成24年3月末日現在）（資料1）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料2）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況（資料3）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟大阪高裁判決（資料4）
- ・ 第6回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項（資料5）
- ・ 第6回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録（資料6）

奨学金返還事務の取組状況（平成24年3月末日現在）

1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況

区分	借受者	①免除中	②猶予中	③返還請求中	内訳		
					④返還済（注1）	⑤23年度未手続	
						滞納（注2）	滞納なし
人数	1,404人	1,194人	40人	170人	32人	53人（注3）	85人
構成比	(100.0%)	(85.0%)	(2.9%)	(12.1%)	(2.3%)	(3.8%)	(6.0%)
（内返還請求）	—	—	—	(100.0%)	(18.8%)	(31.2%)	(50.0%)

（注1） 返還済とは、奨学金の全額を返還した者又は平成23年度返還分（納期は平成23年10月1日～平成24年9月30日）までが完納の者である。

（注2） 現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還中の者等（19人）は含んでいない。

従って、実際の滞納者総数は53人に19人を加えた72人である。

（注3） 滞納がある者53人の内訳

- ・ 返還見込 8人
- ・ 相談中（返還手続中） 1人
- ・ 所在不明 9人
- ・ その他 35人（うち、おおむね拒否14人）

(2) 平成23年度返還分（納期：平成23年10月1日～平成24年9月30日）に係る免除、猶予及び返還請求の状況

返還年度	対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
23	1,718件 (100.0%)	44件 (2.6%)	1,491件 (86.8%)	183件 (10.6%) [100.0%]	22件 (1.3%) [12.0%]	161件 (9.3%) [88.0%]
	128,286千円 (100.0%)	1,550千円 (1.2%)	114,961千円 (89.6%)	11,775千円 (9.2%) [100.0%]	1,768千円 (1.4%) [15.0%]	10,007千円 (7.8%) [85.0%]

（注1） 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件としてカウントしている。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 43件
- 収入の大幅な減少のため 0件
- 長期不在のため（注） 1件
- 特別な事情 0件

（注） 海外転出による長期不在のため、猶予決定したものである。

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0件
- 障害のため 0件
- 所得が基準以下のため 1,491件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求183件」の内数

- 所得が基準以下のため 20件（17人）
- その他特別な事情等 0件

2 督促・催告等の実施状況

平成19～22年度返還分について、履行期限経過後も返還手続が完了していない借受者71人（裁判着手対象者2名を除く。）のうち、相談中等の者を除き、次の通り督促及び催告を実施した。裁判着手対象者の2人を含めた平成24年3月8日の催告実施後の滞納者数は53人である。

(1) 督促・催告の実施

発行日付	区分	合計	所在不明	相談中	督促	催告 (注1,2)	督促・催告後の 返還手続等 (注3)
12月1日	対象借受者(人)	71	11	20	19	21	20(17)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	—	18	
3月8日	対象借受者(人)	7	—	6	—	1	0
	うち保証人請求(人)	—	—	—	—	—	

(注1) 平成23年12月1日付け発行の催告は、継続滞納者に係る4回目又は5回目に当たるもので、平成24年3月8日付け発行の催告は、平成22年度返還分からの新規滞納者に係る1回目当たるものである。

(注2) 平成23年12月1日付け発行の催告対象者21名については、平成22年度返還分も滞納しているが、催告書上で平成22年度返還分に係る督促を兼ねる旨を明記しているため、別途督促状は発行していない。

(注3) 納付相談中又は所在不明により督促状・催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が督促・催告の実施後に手続等を取った者の人数である。

(督促・催告後の返還手続の内訳)

督促等 発行日付	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	猶予
12月1日	20	16	1	3
(うち督促分)	(15)	(15)	(0)	(0)
(うち催告分)	(2)	(0)	(1)	(1)
(うち相談中分)	(3)	(1)	(0)	(2)

3 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、返還免除の決定をすることとしており、返還免除の決定は、履行期限が到来した債権ごとに行っている。

(1) 免除対象総額 2,838 件 1,833,880,695 円（平成 20 年 12 月現在）

(2) 平成 23 年度免除決定実績

返還年度	件数	免除額（円）	免除の決定日
22	2,512	188,226,687	平成 24 年 3 月 27 日

(参考) 前年度以前分に係る債権別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成24年3月末日現在)

1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
19 ・ 20	3,624 件 (100.0%)	478 件 (13.2%)	2,890 件 (79.7%)	256 件 (7.1%) [100.0%]	171 件 (4.7%) [66.8%]	85 件 (2.4%) [33.2%]
	249,231 千円 (100.0%)	25,378 千円 (10.2%)	207,192 千円 (83.1%)	16,661 千円 (6.7%) [100.0%]	10,506 千円 (4.2%) [63.1%]	6,155 千円 (2.5%) [36.9%]
21	1,708 件 (100.0%)	165 件 (9.7%)	1,337 件 (78.1%)	209 件 (12.2%) [100.0%]	148 件 (8.6%) [70.8%]	61 件 (3.6%) [29.2%]
	135,552 千円 (100.0%)	8,354 千円 (6.1%)	108,258 千円 (79.9%)	18,940 千円 (14.0%) [100.0%]	14,298 千円 (10.6%) [75.5%]	4,642 千円 (3.4%) [24.5%]
22	1,722 件 (100.0%)	81 件 (4.7%)	1,466 件 (85.1%)	175 件 (10.2%) [100.0%]	111 件 (6.5%) [63.4%]	64 件 (3.7%) [36.6%]
	132,429 千円 (100.0%)	3,478 千円 (2.6%)	113,919 千円 (86.0%)	15,032 千円 (11.4%) [100.0%]	10,281 千円 (7.8%) [68.4%]	4,751 千円 (3.6%) [31.6%]

(注1) 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、平成19・20年度返還分はそれぞれ1件としてカウントしている。

(注2) 平成19・20年度分には、15年度以前貸与分と16年度以降貸与分があり、それぞれ1件としてカウントしている。

(注3) 平成21年度分は、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還しているもの等の理由で、1件について一部免除・一部返還請求となっているものが3件あるため、猶予、免除及び返還請求の合計件数が要対応件数と一致しない。

【返還猶予の内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	335件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明(注)	4件
	特別な事情	68件
	(うち、今回の事後報告分)	2件)
○ 平成21年度	在学中のため	132件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明(注)	2件
	特別な事情	17件
	(うち、今回の事後報告分)	1件)

○ 平成 22 年度	在学中のため	7 3 件
	収入の大幅な減少のため	4 件
	所在不明（注）	2 件
	特別な事情	2 件
	（うち、今回の事後報告分	1 件）

（注） 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

【返還免除の内訳】

○ 平成 19・20 年度	制度の変更に係る経過措置	2, 5 4 4 件
	死亡のため	1 件
	障害のため	1 件
	所得が基準以下のため	3 4 4 件
○ 平成 21 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	5 件
	所得が基準以下のため	1, 3 3 2 件
○ 平成 22 年度	死亡のため	1 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 4 6 5 件

2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

返還年度	件数	免除額（円）	免除の決定日
19	2, 810	205, 122, 461	平成 21 年 3 月 26 日等（注）
20	2, 774	201, 117, 636	平成 22 年 3 月 31 日等（注）
21	2, 699	196, 960, 711	平成 23 年 3 月 31 日

（注） 債権総額の精査の結果、別途追加免除決定したものを含む。

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
19	A-1（検討期間不足：説明時期） B（制度の不理解）	a（行政不信等）

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 19	
猶予した奨学金の対象年度：平成19～22年度返還分（高校分）	
特別な事情（_____） A-1（検討期間不足：説明時期）、B（制度の不理解）	考慮すべき背景 （_____） a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年6月以降何度か保証人と電話で話をしたが、「制度改正に納得できない。」「対応する気がないので、面談には応じない。連絡もしないでほしい。」と言われ、免除制度についての詳しい説明などを行うことができなかった。その後、幾度となく訪問したが、従来の姿勢は変わることはなく、免除制度等について具体的な説明を行うことができなかった。 平成23年9月に訪問した際、保証人から初めて「免除制度の内容について話を聞きたい。」との意思が示され、日程調整後、<u>平成24年1月に初めて免除基準等の制度に関する説明を行ったところ、制度の内容について一定の理解をしていただき、平成24年2月に平成23年度から27年度までの返還免除申請が出され、別途免除決定を取っている。</u> なお、この間の事情を聞くと、「<u>免除制度の内容をよく理解していなかった。</u>」「<u>市を相手にもうこれ以上書類を出したくないと言う気持ちがあり、話を聞く気になれなかったが、親族の者から免除制度を利用しているとの話を聞いたことから、一度京都市の説明を聞きたいと思った。</u>」とのことであった。	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟の状況

平成23年度における裁判手続の実施について、平成23年11月21日に開催された第6回監理委員会で御審議いただきましたが、次のとおり、京都地裁に訴えの提起を実施いたしました。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手に至る経過

ア 法的措置通知書の送付（平成23年12月1日）

- ・ 納入指定期限内（2週間）に納入がなかった場合は、法的措置（民事訴訟）を行う旨を記載した法的措置通知書を配達証明で送付した。
- ・ 併せて、滞納額の全額納入を催告するとともに、一括納入が困難な場合は、来庁等、連絡相談するよう記載した。

イ 京都市会への付議（平成24年2月24日）

- ・ 訴訟物の価額が50万円を超える訴えの提起等については、市会の議決が必要となるため、市会に本件訴えの提起議案を提出した。
- ・ 平成24年3月27日に可決された。

(2) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方	請求額	裁判手続手法	提起先	提起日
1	<u>A</u>	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
2	<u>B</u>	連帯保証人Y	108万7,340円	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日

注 No. 2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

(3) 裁判手続の実施における人権上の配慮

本件訴えに係る奨学金は、旧同和地区住民を対象としたものであることから、相手方の氏名を公開した場合、深刻な人権侵害が生じる可能性があると考えられるため、京都市会及び京都地方裁判所に対して、人権上の配慮等を依頼した。

ア 京都市会における審議等

本件訴えの提起に係る京都市会における審議に当たり、次の点を依頼し、了承を得た。

- ・ 審議の場で、相手方の住所・氏名に触れた発言をしないこと。
- ・ 併せて、会議録に氏名・住所を記載しないこと（傍聴者用の資料については、相手方の個人名及び住所をマスキングする。）。

イ 京都地方裁判所における審理

訴訟書類に記載される相手方（被告）の住所・氏名等の個人情報について、本件訴状の提出の際、民事訴訟法92条に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出した。

- ・ 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ・ 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

なお、閲覧制限の申立てについて、現時点（平成24年6月8日）では、いまだ決定（却下の場合を含む。）されていない。

2 今後の審理日程

第1回口頭弁論期日 （未定）

（参考１）特別催告の実施

平成２３年３月末日の滞納者５３人から、裁判手続着手対象者（２人）及び新規滞納者（７人）を除いた４４人について、所在不明、相談中の者を除く、４回以上催告を行っても返還に応じなかった１７人に対し、以下の内容の特別催告を実施した。

（特別催告の主な内容）

- ・ 京都市が平成２４年４月から裁判に着手すること。
- ・ 滞納が続けば、法的措置が取られることとなること。
- ・ 平成２４年５月１日までに納付すること。
- ・ 一括で納入することが困難な場合、納付相談に応じること。

発行日付	区分	合計	所在不明	相談中		特別 催告	催告後の 返還手続等 (注２)
				(返還見込及び 返還手続中)	(面談継続中等) (注１)		
４月１日	対象借受者(人)	44	9	4	14	17	3(0)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	—	14	

（注１） 具体的な返還の意思までは示していないが、免除手続や返還方法についての説明に応じ、面談を継続中の者である。

（注２） 平成２４年４月末日現在の手続済人数である。納付相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、（ ）内が催告実施後に手続をとった者の人数である。

（注３） 注２の手続済の者３人の手続内容はいずれも猶予決定である。

（参考２）５０万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて（平成２４年３月末日現在）

区分	23年度(注２)	24年度	25年度	26年度	合計
50万円以上	10人	3人	0人	6人	19人
	(4人)	(1人)	(0人)	(2人)	(7人)
100万円以上 [裁判手続着手対象者]	2人	3人	2人	2人	9人
	(2人)	(1人)	(1人)	(0人)	(4人)

（注１） 今後の見込み数については、それぞれの区分に新規発生するものを示す。

（注２） 平成２３年度については確定値である。

（注３） （ ）内の数字は、裁判で争う意思が明確な者の人数である。

（注４） 裁判手続着手対象者については、裁判手続の進捗状況を踏まえ、金額基準を見直すこととするので、増加することがある。

(参考3) 今後の奨学金返還に係るスケジュール

	21年度返還分	22年度返還分	23年度返還分
		うち、22年度返還分から滞納の者	うち、23年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成22年9月30日	平成23年9月30日	平成24年9月30日
平成24年4月	訴訟提起 特別催告①		
5月			
6月		催告②	
7月			
8月			免除申請締切(9月末日) のお知らせ
9月	特別催告②	催告③	【履行期限到来】
10月			
11月	最終催告		
12月	法的措置通知書の送付	催告④	督促
平成25年1月			
2月			
3月	議会の議決		催告①
4月	訴訟提起 特別催告③	特別催告①	

(注) 平成24年度裁判手続着手対象者については、23年度返還分までの滞納総額が100万円を超えるかどうかで、判断できるが、少なくとも4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じていただけない場合は、おおよそ3箇月経過後の7月以降に本人説明を行い、特別催告②の本人送付の必要性を確認したうえで、9月から少なくとも10月初めまでには特別催告②を実施する。

地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況

地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟について、京都地裁での棄却判決後に、大阪高裁に控訴されておりましたが、次のとおり、控訴人の請求が棄却され、控訴人が上告期限内に上告しなかったため、平成24年3月9日に本市の勝訴が確定いたしました。

1 訴えの主な内容

「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」第3条第1項の規定に基づき、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権のうち、平成19年度返還分（2億500万4,585円）を一律免除したことは、不合理な差別であり、違憲・違法であり、市長は、門川氏（個人としての門川市長）に同額及び遅延損害金を支払うよう請求しなければならない。

2 大阪高裁判決の概要（平成24年2月23日）

(1) 判決主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は、控訴人の負担とする。

(2) 判決理由（要旨）

当裁判所も本件条例3条1項に重大かつ明白な違法性があるとはいえず、本件免除が違法ということはできないから、控訴人の請求には理由がないものと判断する。

本件条例3条1項は、従前の同和関係の奨学金制度を適正化する過程において定めることが不可避である経過措置に位置付けられ、その内容は、別件判決（大阪高裁確定判決）及び総点検委員会の意見を踏まえ、実質給付制の奨学金として貸付けを受けてきた借受者に生じる予想外の不利益を防止するという立法理由により制定されたものであり、その立法理由は合理性を肯定できるものである。

（参考）これまでの経過

（京都地裁）

住民訴訟の提起 平成22年 4月27日

判決日 平成23年 7月19日（棄却）

（大阪高裁）

控訴の提起 平成23年 8月 1日

判決日 平成24年 2月23日（棄却）

判決確定日 平成24年 3月 9日

(確定判決文)

資料4 参照

平成24年2月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行コ)第123号 損害賠償請求行為請求控訴事件(原審・京都地方
裁判所平成22年(行ウ)第18号)

口頭弁論終結日 平成23年12月16日

判 決

京都市 [redacted]

控訴人(原告)

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

[redacted]
井 関 佳 法
中 村 和 雄
中 島 晃
塩 見 卓 也
諸 富 健
村 井 豊 明
奥 村 一 彦
大 河 原 壽 貴
岡 根 竜 介
古 川 拓
吉 本 晴 樹

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

被控訴人(被告)

同訴訟代理人弁護士

同

京都市長 門 川 大 作
崎 間 昌 一 郎
池 上 哲 朗

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴人の控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、門川大作に対し、2億0500万4585円及びこれに対する平成21年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略語は、原判決のそれに従う。）

1 本件の要旨

(1) 本件は、京都市の住民である控訴人が、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（平成20年条例第29号。本件条例）3条1項に基づき、同和関係者の子弟に貸与した奨学金の返還債務（平成12年度以前に貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えたもの）を免除したことは違憲又は違法であり、これにより同市に損害が生じたと主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、不法行為に基づく損害賠償請求として、免除金額である2億0500万4585円及びこれに対する免除の日の翌日である平成21年3月27日以降の民法所定の年5分の遅延損害金の請求を京都市長である門川大作個人にしよう求めた住民訴訟である。

(2) 被控訴人は、本件条例3条1項の違憲・違法性、本件条例3条1項に基づく免除の違法性を否認するなどして、控訴人の請求を争った。

(3) 原審裁判所は、条例に基づく財務会計上の行為については、条例の違法が重大かつ明白な場合に限り違法になると解すべきところ、京都市において、大学生に対する奨学金が貸与制とされるに際し、昭和59年4月1日に、奨学金の貸与を受けた者に対し援助金を給付する制度が導入され、同和関係者の子弟を一律に返還困難な者として援助金を支給する運用がされていたことについて、一部裁量権の逸脱があったとする大阪高等裁判所平成17年（行

コ) 第22号, 第23号・平成18年3月31日判決が言い渡され, これらを受けて, 平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務はその全部を免除すると定める本件条例3条1項は, 奨学金の返還請求により借受者が予想外の不利益を被ることを防止することを立法理由とするものであって合理性を有しており, 内容としても上記立法理由との関係で著しく不合理とはいえず, 憲法14条1項違反など明白かつ重大な違法があるとはいえないなどと判示して, 控訴人の請求を棄却した。

(4) そこで, これを不服とする控訴人が控訴を提起し, 原判決を取り消して控訴人の請求を認容するように求めた。

2 「法令の定め」, 「前提事実」及び「当事者の主張」は, 後記の3のように「当審における控訴人の補充主張」を, 4のように「当審における控訴人の補充主張に対する被控訴人の反論」を付加するほかは, 原判決の「事実及び理由」中の第2の1から3に記載のとおりであるから, これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 本件条例3条1項の合憲性に関する解釈の誤り

原判決は, 本件条例3条1項の立法理由を, 奨学金の返還請求により借受者が予想外の不利益を受けることを防止することにより, 京都市が貸与した奨学金(本件奨学金)等のうち, 平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け, 平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を免除するとした本件条例3条1項の扱いは上記立法理由との関係で著しく不合理なものとはいえないと判示するが, 以下のとおり誤りである。

ア 奨学金の返還請求が借受者にとって「予想外」ではないことについて

京都市は, 借受者に対し, 貸与奨学金であると説明している。その上で, 「給付制度から後退させないようにする」と言っただけである。返還債務を免除するとも, 京都市が肩代わりして返済するとも, 負担がないとも言っていない。したがって, 借受者において奨学金の返還請求を受けても,

何ら「予想外」の不利益はない。

援助金支給要綱において、奨学金の貸与を受けた者のうち、その属する世帯の所得、就労等の生活実態から貸与を受けた奨学金を返還することが困難であると市長が認めた者に対し、援助金を支給すると規定されていることも、京都市が、借受者には必ず負担が生じないと明示していたわけではないことを裏付けるものである。

イ 仮に京都市が借受者に返済の負担をかけない旨説明していたとすれば、それは誤りであることについて

援助金は、年度ごとに、支出の要否、程度が判断されて支出され、将来の支出については、誰にも確かな見通しを述べることができない性質のものである。特に、援助金は、同和事業の一つとして設けられていたものであるところ、同和事業自体、地区内外の格差是正を目的とするものであって、格差が是正されれば終結しなければならない（このことは、国の同和事業の根拠法である同和対策事業特別措置法〔同対法〕、地域改善対策特別措置法〔地対法〕及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律〔地対財特法〕がいずれも時限法として制定されてきたことから明らかである。）。

したがって、仮に、借受者が援助金を将来にわたって支出してもらえると誤解し、その原因が京都市又はその担当者の言動にあったとすれば、早晩同和事業が終結して自立促進援助金を支出することができなくなることが確かに予測されていたといえるから、単なる軽過失ではなく、故意あるいは重過失の責めを問われるべき問題なのである。

ウ 奨学金の返還請求が借受者に予想外であっても、免除までする必要がないことについて

借受者は、奨学金が貸与制であることは理解しており、返還請求が予想外であっても、免除までしてしまう必要は全くない。本件条例は、平成1

3年度以降の新規受給者に対しては所得基準を導入している。

京都市奨学金等返還事務監理委員会の第5回公開資料によれば、平成14年度以降に奨学金の新規借受けをした者について、平成19年から平成22年にかけて、8割から9割が免除を受けている。一律に免除をしなくても、適正な所得要件さえ設定できれば、経済的に困難を抱えている者は救済される。説明を尽くすことで解決できる問題であることが事実をもって明らかとなっている。

エ 結論

本件条例は、京都市の責任を京都市民に負担させて問題を決着しようとするもので、許されるべきものではない。

本件条例は不合理な差別であり、違憲・違法である。

(2) 別件判決の誤り

別件判決は、昭和38年当時と、昭和58年当時において、同和地区の生活実態に基本的に大きな差異がなかったことを前提に、自立促進援助金支給要綱（援助金支給要綱）が制定された昭和59年当時においては、一律に援助金を支給する解釈運用をすることも裁量の範囲内に属するとし、ただ、その後同和地区の生活実態が全体として改善し、遅くとも平成13年度の援助金については各申請者ごとに厳正な審査をすべきであったが、平成12年度以前に既に援助金を受給している借受者（同年度以前に返済時期を迎えた借受者）に対する援助金の一律支給を違法とまでは言い切れないとし、これが、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を免除するとした本件条例3条1項の基礎となっている。しかし、昭和38年当時と昭和58年当時において、同和地区の生活実態に基本的に大きな差異がなかったとは到底いえず、昭和59年の援助金制度の導入自体が誤りというべきであるから、この点について正しい評価をしない別件判決の認定は根本的に誤っており、別件判決

の考え方を基礎とする本件条例3条1項及びそれに基づく本件免除も根本的に誤っている。

ア 地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）の昭和61年12月11日付けの意見具申（甲16）では、同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみたとしている。

京都市同和対策事業検討委員会の昭和59年10月15日付け意見具申（甲5）においても、同和地区住民の生活実態、物的環境等の改善は、相当に進んできているとしている。

部落解放同盟京都市協議会が学識経験者と合同でまとめた「京都市部落実態調査中間報告書」（甲29、平成4年7月）においても、住環境の改善、高校進学率が同和地区外と同等となったこと、多数の住民が公務員として採用されている現状に触れ、被差別部落はなお低位で劣悪であるという意見は現状を正しく言い表していないと指摘している。

特に、昭和59年当時、同和地区の総有業者における京都市職員の割合が男性42.5%（男女合わせても37.2%）を占めており（甲7）、経済的にかなり安定していると考えられる住民が地区のかかなりの部分を占めていたことが重要である。

別件判決のように、昭和38年当時と、昭和58年当時において、同和地区の生活実態に基本的に大きな差異がなかったとは到底いえないことは明らかである。

イ 同和関係者に対する奨学金は、同和地区内外の格差の是正という実態の変化を受けて、一般施策への移行を図るため、貸与制への移行が進められてきたのである。

したがって、京都市が給付制を実質的に継続しようとしたこと、そのために援助金制度を導入したことは、明らかに誤りであった。本件条例3条1項については、この経過の正しい評価を抜きに評価できるものではなく、

これをことさら看過した原判決の誤りは明らかである。

(3) 損害額についての予備的主張

平成15年以降に新規に奨学金を貸し付けた借受者については、所得基準が導入され、返還請求がされている。平成19年度、20年度の返還事務の状況は、要対応件数のうち、返還を請求している件数で9.1%、金額で6.1%である。

本件免除による2億0500万4585円についても、その6.1%である1242万3277円については違法性が甚だしく、少なくともこの部分については損害賠償請求がされるべきである。

4 当審における控訴人の補充主張に対する被控訴人の反論

(1) 本件条例3条1項の合憲性に関する解釈の誤りに関する主張について

ア 奨学金の返還請求が借受者にとって「予想外」ではないとの主張について

控訴人は、借受者において奨学金の返還請求を受けても、予想外の不利益はないと主張する。

しかし、奨学金が給付制から貸与制に変更された際、京都市は、借受者に対し、貸与制になっても従来の奨学金給付制度から後退させないと説明してきたことに加え、実際の手続としても、初年度に一度援助金の支給申請を行えば、後は毎年一律に援助金を支給するという運用がされてきたのであり、借受者において奨学金返還債務を負担しているという認識を有していたのではない。したがって、借受者が奨学金の返還請求を受けた場合、予想外の不利益を受ける事態が生ずることは明らかである。

イ 京都市が借受者に対して返済の負担をかけない旨説明していたとすれば誤りであるとの主張について

控訴人は、早晩同和事業が終結して自立促進援助金を支出することができなくなることが確かに予測されていたといえるから、単なる軽過失では

なく、故意あるいは重過失の責めを問われるべき問題であると主張するが、同和事業の終結が直ちに援助金の廃止に結びつくものではない。援助金は、奨学金を20年という長期間にわたって返還するために設けられた制度であり、援助金制度が合理的と認められる以上は、同和事業の終結後も償還期限が継続する限り、援助金の支給も継続されることが予想される。

ウ 奨学金の返還請求が借受人にとって予想外であったとしても、免除までする必要はないとの主張について

控訴人は、本件条例は、平成13年度以降の新規受給者に対しては所得基準を導入しているとか、一律に免除をしなくても、適正な所得要件さえ設定できれば、経済的に困難を抱えている者は救済されると指摘する。

しかし、平成13年度以降は、援助金支給要綱の本来の規定の趣旨に沿って各申請者ごとに審査をして支給を決定する必要があったと別件判決で判示された以上、平成13年度以降の受給者については、一律給付制として運用するという合理性自体が失われたというべきであり、これらの受給者に対し、貸付時に従前と同様の説明がされてきたとしても、その信頼は保護に値しない。

長期間継続してきた借受者に対する援助金の一律支給という運用を改めるためには、一定の経過措置又は経過期間が必要であり、それをどのように設定するかについては、京都市の裁量の問題である。制度の合理性が失われているとまでは認められない平成12年度以前に一度以上援助金を受給した者については不利益を一律に防止することにし、平成13年度以降に新規に援助金を受給する者については不利益を当然には保護しないとすることは、合理的な扱いで裁量の範囲内のものである。

エ 結論

本件条例3条1項は、奨学金の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱を定めたものといえ、憲法14条1項に反しない。

(2) 別件判決の誤りに関する主張について

控訴人は別件判決を非難するが、被控訴人は、本件免除は、適法かつ合理性を有する本件条例の規定に基づき行ったことを主張しているものであり、別件判決の存在及び内容は本件条例の合理性を基礎づける主要な事情の一つにすぎないのであって、控訴人の主張は意味をなさない。

(3) 損害額についての予備的主張について

控訴人は、平成15年以降に新規に奨学金を貸し付けた借受者の所得基準に基づく返還請求の実績を基準に、本件免除による2億0500万4585円の6.1%である1242万3277円については違法性が甚だしく、少なくともこの部分については損害賠償請求がされるべきであると主張する。

しかし、本件条例が違法性を帯びること自体が論証されていない以上、違法性の程度が問題となる余地はない。

本件条例3条1項は、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を一律免除するという内容であり、所得に関して一定の基準を設けて免除の可否を判断するという内容になっていない以上、所得の多寡をもって違法性の程度が異なるということにはならない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件条例3条1項に重大かつ明白な違法性があるとはいえず、本件条例3条1項を前提とする本件免除が違法ということはできないから、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次の(1)以下のように原判決を補正し、後記2のように「当審における控訴人の補充主張に対する判断」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1、2の説示のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決18頁1行目・2行目の「事柄の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いをすることは」を「事柄の性質に応じて合理的と認められる

区別を設けた取扱いをすることは」に改める。

- (2) 18頁7行目・8行目の「特定の借受者に対する受益的な内容のもの」を「特定の借受者に対し利益を与える内容のもの」に改める。
- (3) 18頁10行目・11行目の「各実施主体の合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り」を「各実施主体の合理的な裁量判断の限界を超えていると認められるのでない限り」に改める。
- (4) 18頁13行目・14行目の「本件条例3条1項が、事柄の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いを定めたものといえるか検討する」を「本件条例3条1項が、事柄の性質に応じて合理的と認められる区別を設けた取扱いを定めたものといえるかどうかを検討する」に改める。
- (5) 18頁21行目・22行目の「一律に援助金が支給され」を「一律に援助金を支給し」に改める。
- (6) 19頁11行目の「特段の」から14行目末尾の「有しているといえる。」までを「特段の配慮を要することを指摘したところであった。本件条例3条1項の規定は、上記別件判決の指摘や総点検委員会の検討結果を受けて、奨学金の返還請求による借受者が予想外の不利益を被るのを防止することを立法理由とするものと認められ、そのような立法理由には合理的な根拠があるものと解することができる。」に改める。
- (7) 19頁22行目・23行目の「上記奨学金の性質に応じて合理的と認められる差別的取扱いを定めたものといえ」を「上記奨学金の性質に応じて合理的と認められる区別を設けた取扱いといえることができるから」に改める。
- (8) 20頁10行目・11行目の「防止しようとしたものであるから」を「防止しようとしたものであり、控訴人が主張する事情を考慮しても、上記の立法判断が実施主体の裁量判断の限界を超えているものとはいえないから」に改める。
- (9) 23頁21行目・22行目の「、事実認定というよりは別件判決の評価で

あるが」を削る。

(10) 23頁23行目の「、その時点の関係で」を削る。

2. 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 本件条例3条1項の合憲性に関する解釈の誤りに関する主張について

ア 奨学金の返還請求が借受者にとって予想外ではないとの主張について

(ア) 控訴人は、京都市は借受者に対し、貸与奨学金であると説明した上で、「給付制度から後退させないようにする」と言っただけであり、返還義務を免除するとも、京都市が肩代わりして返済するとも、負担がないとも言っていないから、借受者において奨学金の返還請求を受けても、何ら「予想外」の不利益はないと主張する。

確かに、奨学金自体は制度として貸与制であることは借受者も認識していたはずである。また、援助金制度は、借受者に援助金を支給し、借受者がこれをもって奨学金債務を返還する建前となっており、返還義務の免除や、京都市による奨学金債務の代位弁済とは法的には別個のものであるから、京都市の担当者が返還義務を免除するとか、京都市が肩代わりして返済するなど説明しないことも当然である。さらに、甲8によれば、京都市が、市議会において、援助金制度について、実質給付制度であるという言葉を用いて明確に説明を行ったわけでもないことが認められる。

しかしながら、原判決10頁23行目～26行目記載のとおり、京都市は、昭和58年3月以降、貸与制度による奨学金を申請する者に対し、「今までの奨学金給付制度から後退させないようにする」旨の説明を行っており、これを受けて借受者が、貸与制といっても援助金制度と合わせて経済的には給付制度と同様の効果が得られる（借受者において独自の出捐をする必要はない）と考えるであろうことも容易に推認することができる。ところである。

そして、これと合わせ、甲8、乙8によれば、奨学金の返還については、その初年度に手続を行うのみで、その後の援助金の支給や奨学金の返還手続は、借受者を經由することなく処理されていたことが認められるから、そのような状況の下では、借受者において未返還の奨学金債務が存在していると認識するのは現実には困難といわざるを得ない。

- (イ) 控訴人は、援助金支給要綱において、借受者の属する世帯の所得、就労等の生活実態から貸与を受けた奨学金を返還することが困難であると市長が認めた者に対し、援助金を支給すると規定されていることをもって、京都市が、借受者には必ず負担が生じないと明示していたわけではないことを裏付けるものであると主張する。

しかし、この要綱に従った運用がされていなかったことには争いがなく、実際には、京都市においては援助金の支給により従来の奨学金給付制度を実質的に維持してきたもので、かつ、そのような運用を前提に受給関係者に貸与制になっても従来の給付制を後退させないようにする旨を広く周知してきたものと推認することができる（甲8、乙6。援助金の受給資格に関する要綱の規定〔援助金支給要綱2条1項〕は、国から補助金を受けることを目的として置かれた規定であった可能性が否定できない〔甲8〕。）。よって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- イ 京都市が借受者に対して返済の負担をかけない旨説明していたことが誤りであるとの主張について

控訴人は、援助金は年度ごとに支出の要否、程度が判断されて支出され、将来の支出については誰にも確かな見通しを述べることができない性質のものであり、特に、同和事業の一つであるという性質上、同和地区内外の格差が是正されれば終結しなければならないものであるから、京都市が借受者に対して奨学金の返済の負担をかけない旨説明していたとすれば、そ

れは故意又は重過失による違法な行為であると主張する。

しかし、仮に、京都市の担当者の説明に誤りがあったとしても、借受者にとってその誤りが自明であるといえない限り、その説明を信じた借受者を一定程度保護する必要性は否定されない。そして、どのような事実をもって同和地域外の格差の是正がされたとみるのか、同和事業の終結により既存事業にどのような影響があるのか（既存事業が直ちに打ち切られるのか）等は、各段階における政策的判断に左右されるもので、借受者にとって自明なこととはいえない。したがって、控訴人の主張する点によって、実質給付制の奨学金の貸付けを受けてきた借受者に生ずる不利益の防止という本件条例３条１項の立法理由が否定されるものではない。

ウ 免除までする必要はないとの主張について

(ア) 控訴人は、借受者は、奨学金が貸与制であることは理解しており、返還請求が予想外であっても、免除までしてしまう必要は全くないと主張する。

しかし、借受者において、奨学金が制度として貸与制であることは理解していたとしても、援助金制度と合わせ、経済的には給付制と同一と理解したであろうことはア(ア)に説示したとおりである。したがって、本件条例３条１項が免除を規定していることが裁量の範囲を超えて違法であるということとはできない。

(イ) 控訴人は、本件条例が、平成１３年度以降の新規受給者に対しては所得基準を導入していると主張する。

しかし、原判決が２２頁１９行目～２３頁１５行目で説示するとおり、援助金制度導入後、期間が経過するにつれて同和地区内外の格差は縮小しているから、受給時期が後になるほど、従来の奨学金給付制度から後退させない旨の説明に対する保護の必要性も小さくなるものと解される。また、京都市が長期間継続してきた援助金の一律支給という運用を改め

るには一定の期間が必要であることも明らかであり、その期間の設定については広範な裁量を認めざるを得ない。これらの諸点に鑑みれば、平成13年度以降の新規受給者に対して所得基準を導入したからといって、平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務に対して一律の免除をする本件条例3条1項が不合理であると直ちにはいうことができない。

- (ウ) 控訴人は、平成14年度以降に奨学金の新規借受けをした者について、平成19年から平成22年にかけて、8割から9割が免除を受けていることを例示し、適正な所得要件さえ設定できれば、経済的に困難を抱えている者は救済され、免除されない者にも説明をすれば理解が得られるから、一律に免除する必要はないと主張する。

しかし、別件判決は、平成12年度以前から援助金を支給されている借受者に対する援助金の一律支給が違法であるとまでは言い難いとした上、行政が自ら設定した裁量基準に拘束され、裁量の幅が収縮する場合もあると実質的に判断しているところ、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（総点検委員会）は、別件判決をも考慮すると、改めて奨学金の返還を請求することは事実上困難であるとともに、理由付けも困難であると指摘している（乙10）。また、これを受けて京都市議会のくらし環境委員会においても、別件判決で援助金の一律支給が違法とも判断されていない部分について、奨学金の返還を求めるのは困難であり、訴えられれば敗訴の可能性もあるとの説明が京都市側からされている（甲21）。上記の総点検委員会や京都市の判断は、確定判決である別件判決の存在を前提にした情勢分析及び行政施策の判断として合理性を肯定することができる。現実の問題として、平成14年度以降に奨学金の新規借受けをした者（別件判決によれば援助金の一律支給が違法とされる者）については、説明の上一部返還を得られたとしても、本

件免除の対象者（別件判決によれば援助金の一律支給が合法とされる者）について同様にことが進むとはいえないものと解される。控訴人の主張は採用できない。

(2) 別件判決の誤りに関する主張について

ア 控訴人は、別件判決が、昭和38年当時と、昭和58年当時において、同和地区の生活実態に基本的に大きな差異がなかったことを前提に、援助金支給要綱が制定された昭和59年当時においては、一律に援助金を支給する解釈運用をすることも裁量の範囲内に属するとしたことが、本件条例3条1項の基礎となっているところ、上記前提自体が誤っており、昭和59年の援助金制度の導入自体も誤りというべきであるから、この点について正しい評価をしない別件判決、ひいてはこれを基礎とする本件条例3条1項及びそれに基づく本件免除も根本的に誤っていると主張する。

イ しかし、京都市議会は、確定判決である別件判決や、法律の専門家である複数の弁護士が構成員となっている（乙9）総点検委員会の意見も参酌し、議会の裁量権に基づき、行政的な施策の一環として、別件判決において援助金の一律支給が違法であるとまでは言い難いと判示されている平成12年度以前から援助金を支給されている借受者に対して、援助金の支給と経済的には効果を同じくする免除を定める本件条例3条1項を制定し、これに基づき本件免除がされたものであるから、別件判決が一見明白に不合理であり、議会の判断がこれに事実上拘束されているというような特別な事情でもない限り、本件条例3条1項や、これに基づく本件免除の合理性は否定できないものというべきである。

ウ 確かに、控訴人の指摘するとおり、地対協の昭和61年12月11日付けの意見具申（甲16）では、昭和44年の同対法施行以降の地域改善対策の推進により、「同対審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。」とし、京都市同和对策事業検討委員会の昭和5

9年10月15日付け意見具申(甲5)においても、昭和40年の同和対策審議会の答申以来、同対法の制定及び延長、地対法の制定等を背景に取り組まれた同和対策の結果、「同和地区住民の生活実態、物的環境等の改善は、相当に進んできた」としている。

京都市部落実態調査研究会の「京都市部落実態調査中間報告書」(甲29, 平成4年7月)においても、住環境の改善、高校進学率が同和地区外と同等となったこと、多数の住民が公務員として採用されている状況に触れ、「私たちは、『部落は、いまなお低位で劣悪である』という意見は現状を正しく表わしていないと考えます。」としている。

また、平成12年度京都市同和地区住民生活実態把握事業実施報告書(解説版)(甲7)によると、昭和59年当時、同和地区の総有業者における京都市職員の割合が男性42.5%, 女性29.9%, 男女総数では37.2%を占めていることが認められる。

エ 控訴人は、ウ記載の事実をもとに、昭和38年当時と、昭和58年当時において、同和地区の生活実態に基本的に大きな差異がなかったと判示する別件判決は明らかな誤りであると主張するものである。

しかし、別件判決の問題となる部分(乙7の46頁)は、「すなわち、前記(1)アで認定したとおり、昭和58年当時の同和地区の住民の生活実態は、奨学資金給付制度が発足した昭和38年当時と基本的状況に大きな変化はなかったものであり、なお教育の機会均等を保証するための施策が必要であると認識されていたこと」というものであるところ、その判断の前提とされている認定事実の該当部分(別件判決の第3の2(1)ア。乙7の26頁14行目～28頁3行目)では、①昭和25, 26年において、不就学者が23.9%を占めるなど同和関係者の子弟の学歴は全体に低いものであったこと、②昭和45年には不就学者数は大幅に改善したが、学歴では全市平均に比べ大幅に下回っていたこと、③同和地区の昭和45年から

57年の高校進学率は、昭和48年を除き、全市の平均と比較して数%以上低かったこと、④家計収入別の生活保護受給率について、全市では昭和55年で1.4%だったのに対し同和地区は昭和59年で17.1%であったこと、⑤昭和58年の時点で、地域改善対策大学奨学金の借受者の属する世帯で、所得が国の奨学金の返還免除の基準以下であった世帯が87%に達していたことが認定されている。すなわち、別件判決は、一般的に同和地区の住民の生活実態が昭和58年当時と昭和38年当時で大きな変化がないと判示しそれを援助金制度導入の合理性に結びつけているわけではなく、同和地区の内外における学歴、高校進学率、生活保護受給率、所得が国の奨学金の返還免除の基準以下である世帯の割合等の要素に着目し、昭和58年の時点において、なお同和地区について教育の機会均等を保証するための施策が必要であると認識される状況であることを判示しているものである。そして、その判示内容は一見明白に不合理とはいえない。

オ 控訴人は、同和関係者に対する奨学金は、同和地区内外の格差の是正を受けて、一般施策への移行を図るため、貸与制への移行が進められてきたのであるから、京都市が給付制を実質的に継続しようとしたこと、そのために援助金制度を導入したことは、明らかに誤りであったと主張する。

確かに、援助金制度創立前後の状況をみると、昭和56年12月10日付けの同和対策協議会の内閣総理大臣及び関係各省大臣宛意見具申（甲4）は「国および地方公共団体が講じてきた同和関係施策については、今の時点でみるとその内容や運営が果たして妥当であったか否かについて十分に検討を加え、その適正化および効率化を図っていくこととし、特に個人給付的事業については、経済的理由その他真に必要な場合に限って行うこと。」とし、昭和59年10月15日付けの京都市同和対策事業検討委員会の京都市長宛意見具申（甲5）は、「各種奨学金制度をはじめとする個人給付的事業の目的は、同和地区住民の低位な生活条件の改善を援助し、

自立意識を高め、経済的自立の促進を図るところにある。」「今後、個人給付的事業については、それぞれ施策目的を明確にするとともに、条件整備という性格に照らし、適切な所得制限を導入し、経済的理由その他真に必要な場合に限って、実施される必要がある。」としており、同和地区住民に対する奨学金の貸与制への移行の趣旨自体は、控訴人の主張のとおりと認められる。

しかし、同和問題においては、各自治体が個別的な実情を考慮した施策を実施することが否定されるものではなく、また、経過措置の必要性も否定することができない（甲5も、上記引用部分に続けて、「その際、従来実施されてきた個人給付的事業の経緯から、住民の生活に急激な変化が生じないように配慮するとともに、その運用に当たっては、公平の確保を図ることが肝要である。」としている。）。よって、この点の控訴人の主張は採用できない。

カ 以上のとおり、別件判決の判断が一見明白に不合理ということはできず、本件において前記イに述べた特別な事情があるとはいえない。よって、本件条例3条1項及びこれに基づく本件免除の合理性も否定されないというべきである。

(3) 損害額についての予備的主張について

控訴人は、平成15年以降に新規に奨学金を貸し付けた借受者について、平成19年度、20年度に返還を請求がされている金額は6.1%であると、本件免除による2億0500万4585円についても、その6.1%である1242万3277円については違法性が甚だしく、少なくともこの部分については損害賠償請求がされるべきであると主張する。

しかし、本件免除に違法性が認められないことは上記のとおりであり、控訴人の主張が上記の結論に影響を与えるものではない。控訴人の上記主張は理由がない。

(4) まとめ

以上によれば、本件条例3条1項に重大かつ明白な違法性は認められず、したがって、本件免除は違法とはいえない。

本件免除は、所得の如何を問わず一律に奨学金債務を免除するものであるから、その点に違和感があるのは事実であり、京都市議会のくらし環境委員会においても、本件条例の審議に当たり、一般の貸与制奨学金を返還し続けている者との均衡に疑義が表明されている（甲21）。しかしながら、本件条例3条1項の規定は、従前の同和関係の奨学金制度を適正化する過程において定めることが不可避である経過措置に位置付けられ、その内容は、別件判決及び総点検委員会の意見を踏まえ、実質給付制の奨学金として貸付けを受けてきた借受者に生ずる不測の不利益を防止するという立法理由により、本件奨学金等のうち平成12年度以前に実質給付制の奨学金として貸付けを受け平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務を免除するというものとして制定されたものであり、その立法理由は合理性を肯定できるものである。以上によれば、本件条例3条1項の規定が著しく不合理なものとはいえず、したがって、同項の規定に重大かつ明白な違法性を認めることはできない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。よって本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

岩 田 好 二

裁判官 水谷 美穂子

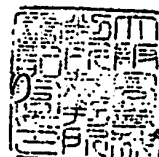
裁判官 本吉 弘行

これは正本である。

平成24年2月23日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 田中ゆか



第 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況について

事務局から資料 1 により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる 13 件（3 人分）の報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施状況について

事務局から資料 2 により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直しについて

事務局から資料 3 により説明を受け、住民票を残したまま、借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明となった場合の調査方法を見直すことについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 他にも取扱基準の見直しの必要性が想定される事案があれば、委員会に速やかに諮るなどし、基準見直しの前後で取扱いに不公平が生じることのないよう、十分注意していただきたい。

○ 奨学金返還事務における借受者本人への対応について

事務局から資料 4 により説明を受け、今後の返還事務における借受者本人への説明の進め方及び裁判手続における借受者本人の取扱いについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者に対しては、今後、長期間対応をお願いすることとなるので、本人に知らせるに当たっては、慎重に検討していただきたい。
- ・ 裁判手続に当たって、保証人に資力がない場合には、借受者本人のみを裁判手続の対象とするとあるが、将来資力が回復することを想定し、同時に訴えることが望ましい。

→（事務局） 無資力の場合とは、生活保護を受給している場合などに限定して考えていたが、今後、実際に発生する事例に即して検討したい。

○ 平成 23 年度における裁判手続の実施について

滞納額 100 万円以上の高額滞納に係る 2 つの案件について、裁判手続に着手することで、委員会として承認することとされた。

なお、個別の審議については、個人のプライバシーに配慮し、非公開で行われた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 返還をしない意思が明確なのであれば、将来分も含めて請求していくべきではないか。
→（事務局） 返還計画書受領時に20年間の返還を認めているため、現時点では将来分を含めた請求までは考えていない。
- ・ 本件はプライバシーに配慮を要する裁判なので、裁判所に対し、資料等の閲覧制限や法廷での個人名の掲示を行わないなどの配慮をするよう求めてはどうか。
→（事務局） 具体的な手続や方法について確認のうえ対応して参りたい。

第 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 23 年 11 月 21 日

○事務局

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は早朝から、また委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

申しおくれましたが、私は文化市民局市民生活部の石田と申します。本日の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以後の進行等につきましては、失礼ながら、座りながらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この監理委員会でございますが、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いにつきまして、透明性、客観性、公正性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくものでございまして、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とさせていただき、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承の程よろしくお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日のお手元の資料にも資料 8 及び資料 9 ということで添付させていただいているところでございます。

それでは、議事の進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安保委員長

本日はどうもありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。本日は報告が2件、意見聴取が3件でございます。最初に、報告案件について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております担当課長の西尾と申します。よろしくお願いいたします。失礼して着席しまして説明をさせていただきます。

それでは、「奨学金返還事務の取組状況」と「督促・催告等の実施状況」について、併せて御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。「奨学金返還事務の取組状況」について、平成23年9月末日現在の状況を御報告いたします。

なお、奨学金の返還年度は、学校卒業後6箇月後から返還開始となるため、平成23年9月末日というのは、平成22年度返還分の履行期日となっております。

まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したことによって、新たに返還を求めることとなった借受者を対象としたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。借受者数につきましては、1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含め、所得が一定基準以下などのため平成22年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,159人となっており、借受者のうち82.5%、約8割の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、在学中であることなどのため、平成22年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が74人となっており、借受者のうち5.3%の方が猶予決定を受けているということになります。

一方、「③返還請求中」につきましては、これら免除又は猶予の決定をしておらず、

返還を請求している方を示しております。これらの方が１７１人となっており、借受者のうち１２．２％であり、実質的な返還を求めている方ということになります。

「③返還請求中」の内訳を見ますと、「④返還済」というのは、奨学金の全額を返還した者を含め、平成２２年度返還分までを返還済みである方を示しており、８４人となっております。「③返還請求中」のうちの４９．１％に当たります。

次に、返還請求を受けても平成２２年度の手続を何らされていないのが、「⑤２２年度未手続」の方となります。そのうち滞納は、履行期限を迎えた平成２２年度返還分の納付がない方で、督促・催告手続の対象となり得る方を示しており、８７人となっております。その具体的な内訳については、（注３）の「滞納者８７人の内訳」で示しております。返還見込３１人は履行期限を遅れながらも返還の見込みのある方であり、相談中９人につきましては免除申請を受け付けたものの一部書類不備のため補正中であり、免除見込みとなっている方などでございます。したがって、所在不明１１人も除き、実質的な滞納者というのが、その他で示す３６人となります。

さらに、その３６人につきましては、おおむね拒否されていると判断している方が２２人で、これらは訴訟を視野に入れた言動を示されたり、面談を拒否あるいは面談するのが困難な方となっております。それ以外の１４人の方につきましては、返還手続に応じる意思の確認にまでは至っておりませんが、継続して返還手続の依頼に係る話をすることができている方などになります。したがって、実質的な滞納者と言える方を借受者総数に対する比率で見ますと、その他の３６人で見ますと約２．６％でありまして、おおむね拒否されている２２人で見ますと約１．６％となっております。

なお、（注２）にございますが、滞納額がある者の総人数としましては、現在は免除の適用中となっているものの、滞納分があり、それらを分納誓約している方が１９人ございますので、先ほどの８７人にこれを加えて、１０６人となります。

次に、「(2) 平成２２年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」について

でございます。これは、高校、大学別、かつ、年度別、すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しようとするものでして、直近の返還年度である平成２２年度返還分について示したものでございます。したがって、計上している件数が先ほどまでの実人数での表記とは数字の意味が異なったものとなっております。

なお、前回までの報告では、平成２０年の制度改正後に対応を要したもののみを掲げておりましたが、返還年度に係る全件数が明らかとなるよう、今回から制度改正前に免除・猶予等の手続を取っていたものも含めて表記するように改めております。

具体的に件数ベースで見えますと、対応すべき件数は１，７２２件となっております。そのうち猶予となっているのは、在学中であるもの８０件、収入の大幅な減少によるもの４件で、合計で８４件、４．９％となっております。今申し上げた区分につきましては、下のほうに隅括弧で【返還猶予の内訳】として書いてございますので、御覧いただきたいと思います。

また、免除となっているものは、年間の所得が生活保護基準の１．５倍以下に該当したものが１，４４８件、借受者本人が死亡していたもの１件で、合計１，４４９件、８４．１％となっております。

一方、免除や猶予となっておらず、返還をいただくべき件数は１８９件で、そのうち収入し完納となっているものが９０件となっております。これを収入率で見ますと、４７．６％となっております。これも今後の見込みを加えますと７割程度になるのではないかと見込んでおります。

次に、「２ 平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは、平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権につきまして、自立促進援助金に係る住民訴訟確定判決において、自立促進援助金の一律支給が違法であるとまでは言い難いと判断され、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会中間報告においても、返還を求める理由付けが困難であると示されたことなどを踏まえ、返還を免除することとし、平成２０年１１月市会で制定した京都市地域改善対策

奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例における規定に基づき、免除決定した状況を示したものでございます。

具体的には、直近の状況として平成22年度の実績を示しております。平成21年度返還分2,699件,1億9,696万711円などを免除決定しております。

3ページを御覧ください。「前年度以前分に係る債権別の免除、猶予及び返還請求の状況」としまして、前年度以前分に係る債権別の状況については、今回から参考として資料を添付することとしております。資料の構成とその特徴点のみ簡単に御説明します。

まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。平成19・20年度及び21年度の状況を示しております。それぞれ平成22年度返還分と同様、制度改正前に手続をしたものを含めて全件の状況を示すように改めております。また、平成19・20年度返還分につきましては、制度改正後に新たに返還を求めることとなった平成15年度以前貸与分に加えて、今回、既に返還の対象としていた平成16年度以降貸与分を区分して記載しております。

次に4ページでございます。隅括弧で示しておりますが、これは各返還年度別に返還猶予及び返還免除の理由別内訳を記載したものでございます。このうち「特別な事情」による猶予につきましては、（注）で示してございますけれども、平成23年10月以降に新規決定した10件2人分を含めまして13件3人分が報告案件となっておりますので、別紙にて報告資料を載せているところでございます。

次に、「2 50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。前回の第5回監理委員会で、裁判手続対象者を滞納金額50万円以上とし、うち裁判手続着手対象者を滞納金額100万円以上としたことを踏まえ、現在のまま滞納が継続するとした場合の年度別の該当見込み人数を示したものでございます。前回報告時と比べますと、合計では、50万円以上で4人、100万円以上で3人がそれぞれ減少しております。平成23年度では、50万円以上が2件減少して10人となっております。

りますが、１００万円以上では前回報告と同様二人となっております。

次に、「３ 平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」についてでございます。これは１９年度及び２０年度返還分に係る一律免除の状況を示しております。それぞれ、２億円程度を免除しているところでございます。

次に、５ページでございます。これは前回以降これまでに報告案件に当たるとして決定した特別な事情による返還猶予につきまして、特別な事情及び考慮すべき背景のそれぞれの区分への該当状況を示す総括表でございます。６ページからこれまでの経過等の概要を記載した個票をそれぞれ添付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。中身を少し見てみますと、第三者の情報による影響や行政不信などを背景として、対象者に具体的な説明ができないまま時間が経過したもの、あるいは履行期限経過後に借受者本人の返還意思が確認できたものなどとなっております。

次に、資料２を御覧ください。これは前回の監理委員会で報告いたしました平成２３年３月催告分以後に行った６月及び９月の催告等の実施状況について報告したものでございます。

平成２１年度以前返還分の滞納者については、先ほどの資料１でお示したように、分納誓約している者を除き、平成２３年９月末日現在では５５人となっておりますが、これは６月・９月に催告をしたことなどによる結果ということになっております。

「１ 催告の実施」でそれぞれの実施状況を見てみますと、６月１日現在では、分納誓約等により返還している者を除く滞納者が６４人であり、所在不明１２人と相談中等の者１４人を除いた３８人に対して催告し、催告後に返還手続等をした者は、右側になりますけれども、４人となっております。その結果、９月１日現在では、下のほうの欄になりますが、滞納者数が６０人となり、所在不明１２人と相談中の者２１人を除いた２７人に対して催告をし、催告後に返還手続等をした者は５人となっております。

また、保証人請求については、催告の２回目以降に行うこととしておりますが、そ

れぞれ下段に書いてございますけれども、保証人が死亡している場合などを除きまして、約 8 割の者に対して実施しております。

また、催告の効果につきましては、面談中及び催告実施といった対象者に何らかの働きかけをした件数に対して、その後に返還手続が実施された率を累計で見てもいいと思いますと、6 月 1 日現在の所在不明者を除く 52 人に対して合計で 9 人の方が手続をされたということでございますので、17.3%，約 2 割の方に進捗が見られたと言えるかと思います。ただし、そのほとんどが相談中の結果でして、催告実施をしたものの効果という点では、括弧で数字を示しておりますけれども、実績は 1 件に止まっております。したがって、継続的な対話に効果があることがここでは表れているのではないかと考えております。

次に、「2 催告後の返還手続の内訳」について見てまいります。合計で 9 人が返還手続に応じておりますが、完納した者が合計で 5 人、分納誓約等が合計で 3 人、特別な事情による猶予が 1 人となっております。

以上の報告となりますが、裏面を御覧いただきますと、参考としまして、今後 1 年間の催告等のスケジュールについて、平成 22 年度からの滞納者の方とそれ以前からの対象者の方を区分して載せてございます。

奨学金返還事務の取組状況及び督促・催告の実施状況に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。ただ今、「返還事務の取組状況」と「督促・催告の実施の状況」について報告いただきましたが、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

○田多委員

質問ではないのですが、継続した対話が効果的であるということをお聞きしましたので、これからもどうぞよろしくお願いします。

○事務局

今、御意見をいただきましたが、督促・催告をしながらも、単にそれらを送るのではなくて、実際にお話をしながら、私どもがどういう考え方で進めているのかをお伝えし、しっかりと信頼関係を作りながら進めていることが、少しずつ手続に結びついているのではないかと考えております。今後も御指摘に十分な留意をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○安保委員長

催告は何回もされていることになりますが、これらについて何回も催告が来てうるさい、不快であるなどと言われる方とかはいらっしゃらないのですか。

○事務局

特に催告の件については、具体的には対話をしている方は除いて実施しております。先ほどお示ししたような、訴訟を視野に入れている方でありますとか、面談を拒否されている方、お会いすることが難しい方などの22人と、それらに相当するような方を加えて、少し幅を持って催告しているところでございますので、うるさい云々とおっしゃられるというよりは、実質的な対応をいただけないことが私どもで確認が取れているような方になっているかと思えます。

○安保委員長

特に意見はございませんでしょうか。そうしましたら、ただ今報告いただいた件については特にこれ以上質問はないということでよろしいでしょうか。

では、引き続き取組をしていただきますようお願いします。

次に意見聴取案件に入りたいと思います。まず、「所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）」について御説明します。資料3を御覧いただきたいと思えます。

ここでは、第1回監理委員会で御審議いただいた所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準につきまして、その後、当初想定していなかった新たな事例が生じたことから、必要な見直しを行うものでございます。

「1 所在不明者に対する必要な調査の範囲の見直し」についてでございます。ここでは、新たに生じた事例と、それらの事例に対応するための調査方法を示しております。

まず、「(1) 取扱基準制定時に想定していた所在不明者と新たに生じた事例」でございます。取扱基準制定時には、借受者を含む対象者の世帯員全員の所在が全く分からないような場合を想定していたわけですが、その後、返還手続きに取り組む中で、父母の所在は確認できたものの、住民票を残したまま借受者が出ていってしまい所在が分からないと父母が申し立てるという、当初想定していなかったような新たな事例が発生したということでございます。その後も状況には特に進展が見られず、さらに、今後もこのような事例が発生しないとも限りませんので、取扱基準を見直すものでございます。

次に、「(2) 借受者を含めた世帯で借受者のみが所在不明となった場合の調査方法」でございます。大きく分けて二つの方法を考えております。

「ア 行方不明者届が出されている場合」につきましては、行方不明者届を警察に提出されている場合は、その証明等を提出いただければ、それにより所在不明であるという事実確認をするということでございます。この場合、そのような事実が3年継続する場合には、通常の手続きとして、親族等からの免除申請により免除の対象としていくということでございます。

次に、「イ 行方不明者届が出されていない場合」につきましては、これは客観的かつ直接的に所在不明を確認する方法というものはございませんが、申立内容と事実との間に明らかな不整合がないかを確認するために、住民票以外の公的証明であって本人に関する情報を確認できる手段の一つとしまして課税証明等がございますので、

この課税証明の提出を求めまして、間接的又は補強的な資料に止まりますけれども、それらで確認するというものでございます。この場合、申立てにかかわるものとしまして、借受者本人と父母等の世帯主の両方の課税証明を求めることとしたいと考えております。

なお、課税証明の発行の取扱いにつきましては、各自治体で定められているものでございますけれども、通例、住民票と同一世帯に属する方は当該世帯員の課税証明を委任状・同意書などを要することなく発行できる取扱いとしておりますので、今回のケースでは所在不明となっている借受者につきましても同一世帯ということになっておりますから、父母等が取得することが可能だということでございます。

「(7) 具体的な確認内容」でございますが、これは借受者の収入の有無と父母の扶養対象の有無との二つの項目を課税証明により確認するというところでございます。

「(4) 確認内容に基づく対応」につきましては、確認内容によって三つの場合がございます。まず、借受者の給与等の収入があると判明した場合につきましては、所在不明と取り扱うことは困難ですので、所在不明とは判断せず、住所地あてに督促状・催告書等を送付するなど、通常の返還手続を進めることとしたいと考えております。住民票は放置されたままではありますが、通常の経済生活を営まれていると推定されますことから、後に、住所地への連絡や、住民登録地の異動なども十分にあると考えております。

次に、父母が扶養控除をしている場合につきましては、扶養控除対象者がだれであるかを父母に確認し、借受者がその対象となっている場合には、所在不明とする申立てとの間に不整合が生じますので、所在不明として取り扱うことは不適切となってまいりますから、先ほどと同様、通常の返還手続を進めることとしたいと考えます。

最後のケースは次の2ページ目になりますが、先ほどの二つのケースに該当しない場合、すなわち、借受者の給与等の収入があることの確認ができず、かつ、借受者が父母の扶養控除の対象にもなっていない場合でございますが、申立内容との間に明ら

かな不整合が確認できませんので、所在不明とみなすことになります。そして通常の取扱い同様、その後も継続した調査をしていくことになります。ただし、全く所在が把握できていない場合や、行方不明者届が提出されている場合とは異なりまして、住民登録地が確認でき、そこに父母等が居住しているという実態がございますので、所在不明であることが十分確認できているとまでは言えないわけですから、そのような事態が3年継続したことをもって、父母等からの免除申請により、返還免除の対象とする通常の取扱いをするということは適当ではないと考えております。

この場合は、4ページに参照条文を載せてございますが、地方自治法施行令第171条の6及び7で、無資力に近い状態にあつて履行期限延長の処分をした場合、10年経過後になお同じ状態にある場合は、当該債権を免除することができると定められておりますので、これら債権処理に準じまして、3年間ではなく10年間の継続調査をすることとしたいと考えております。

戻っていただきまして、2ページになりますが、「2 取扱基準の見直し（案）」でございます。ここでは、これまで説明してまいりました内容に基づき、追加して修正した部分を下線で示しております。現行の取扱基準は3ページのほうに掲載しておりますが、このうち、「2 必要な調査の範囲」の部分について、現行規定に借受者世帯が所在不明である場合との項目立てをしまして、一般的な対応を示したうえで、新たに借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明である場合との項目を立て、今回の見直し内容を新規に追加して、修正することとしております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見や御質問がございましたらお願いします。西田委員、どうぞ。

○西田委員

確認ですが、今回、この取扱基準制定時に想定していた事実とは異なる事実が生じたので新たな基準を設けるということはよく理解できるのですが、この種の事態というのは、過去に一回もなかったのでしょうか。今までこういう事態が幾つかあって、それらが増えてきたので、今回の基準の見直しに至ったのか、又は、まだ対象としては現れていないものの、検討する中でこういう事態も起こり得るかもしれないということで、今回の見直し案になったのでしょうか。まず、その点を御説明願います。

○事務局

今の御質問ですが、これまでの間に新たな事例が既に発生しておりまして、今の段階でも特にそれ以上の確認が進まない状況にあるものが、先ほど御説明した11名の所在不明者の中で1件ございます。それと、今も御指摘がありましたが、免除制度については、免除の決定から5年間が免除期間となり、その後5年ごとに申請することになりますが、その中で住所地の異動が発生することもあります。その場合に、こういう事例が全く発生しないわけではないと考えておりますので、今後のことも考え、取扱いについて整理をした方が良くないと判断し、見直したものでございます。

○西田委員

分かりました。そうしますと、今後こういう事態が起こる可能性が出てくることも含めて、今回見直しをされるということですが、逆に言えば、現在、これ以外に、所在不明者で起こり得るようなことは考えておられないということによろしいですか。

○事務局

どこまで予測できるかというのは難しい話ですが、現在所在不明となっている11名について、どのような状況であるかを少し御説明したいと思います。

所在不明の11名については、まず住民票を確認し、現地確認をし、それから必要に応じてプライバシーに配慮しつつ聞き取りをする中で所在の確認をしてきたものですが、その結果、所在不明とみなす者が11名となったものです。これらの方々については、奨学金の貸与時から色々な書類のやり取りがあり、それらに含まれる附属の

資料等もございますので、それらを再度もう一度整理いたしまして、住所地の確認等について再調査を進めましたところ、すべてではありませんが、借受者又は保証人の住所登録地が一応判明したものが、うち８名ほどおられました。ただ、今は住所地を確認した段階でして、まだ具体的に現地調査等には至っておりませんが、そのような状況でございます。

そのほかに、海外に転出しておられるケースが１名ございまして、後は、再調査を継続している方が１名、それから所在についての見当が全くつかない方が１名というような状況です。１１名中、これらの３名を除く８名の方々については、所在がおおよそ判明しておりますので、今後接触を進めてまいります。その中で、先ほどお伝えしたような、住民票が父母と一緒にいがらっしゃらないというケースが出てくるかもしれません。このような形で所在不明については調査が進んでいるという状況でございます。

○西田委員

はい、分かりました。そうしますと、旧基準、要するに元の取扱基準では、細かいことを前提とせず、借受者の所在が３年以上継続して不明である場合には、返還免除の要件の一つに考えたわけですね。そこで、既に返還免除の手続をした方がいて、この新たな取扱基準を設定した場合に、実は先ほど言われた１０年基準に該当するような事例はありますか。

○事務局

所在不明による免除につきましては、３年以上継続して必要な調査をしても同じ状況である場合に、親族から申請があれば認めるという形をとってございますが、現在のところ、３年以上経過して免除決定したものはありませんので、その点での齟齬は生じないと考えております。

○安保委員長

先ほどの説明の中でよく分からなかったのですが、所在不明の１１名の方の中で再

調査して住所地が分かったという方については、住民票に異動がないものの、どこか違う所で生活の本拠地が判明したということですか。

○事務局

これらにつきましては、返還開始の際に届出されていた住所地等を確認した段階では住民票の登録地が分からず、届出住所を現地調査しても所在が判明しなかったため、一旦所在不明の扱いとしたものの、その後、それよりも古い申請書類等を手掛かりにして再度調査をして、やっと住所地がわかったというものでございます。

○安保委員長

そうすると、もともと把握されていた所の住民票が抹消や期間経過等で分からなかったものの、調査をして新たに住民登録している場所が判明したということですね。それで現地調査を行うということですね。

○事務局

はい、そうです。

○安保委員長

田多委員、御質問はございませんか。

○田多委員

特にございません。

○安保委員長

山下委員はどうでしょうか。

○山下委員

借受者のみが所在不明となった場合の調査方法で、行方不明者届、かつての家出人搜索願のことだと思いますが、それをメルクマールとされていますが、これに限る趣旨ではないのですか。

○事務局

これに限る趣旨ではございませんが、所在不明をどのように確認するかというのは

非常に難しい問題でして、実際に探していらっしゃるというのが明らかになっている部分については、一つの公的証明としての扱いができるのではないかと考えております。本市としましては、公的証明等によって客観的事実を明らかにしたうえで事務を進めてまいりたいと考えておりますので、もしほかにも適当な資料等があり、かつ、制度的に可能であれば、今後も検討していくことになるかと思えます。

○山下委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○安保委員長

この行方不明者の届出というのは、警察へ一回出せば、取り下げない限り、何年経過しても出したままになるのでしょうか。それとも、1年ごとに出不なければいけないものなのでしょうか。

○事務局

取扱いについてですが、その概況を見ておりますと、基本的に生命に危険が及ぶような、犯罪に巻き込まれたというような場合については、かなり綿密な調査をする仕組みになっておりまして、それ以外は、一般的な巡視等を経て情報収集するという形になってございますが、特に毎年度提出するというものではないかと思えます。

また、行方不明者が発見された場合については、プライバシーの関係で住所地を知らせてはいけない場合、例えば捜索人から暴行を受けているなどの恐れがある場合は、捜索人に通知ができないケースもあるものの、そうでない場合については、判明したら通知する仕組みになっていると聞いております。

○安保委員長

そうすると、最初に証明書を提出いただいて、それ以降の確認事項としたらそれを取り下げておられないという確認になるのでしょうか。

○事務局

行方不明の事実が継続していることについては、御指摘のとおり継続的に調査する

必要がありますので、証明や確認がどういう形でできるかは、各警察本部の取扱いにより多少異なる部分がありますが、証明という形で出していただける可能性がございますし、またそういう申請をしていることについての個人情報の開示を請求いただいて、その状況を確認するという方法もありますので、それらの手続を毎年度していただくということを想定しております。

○安保委員長

ほかに御質問はございませんでしょうか。

○田多委員

行方不明者届のことですが、行方不明だった本人が出てこられた場合など、それを警察に届けるのを忘れられる場合も生じるのではないかと思います。その場合は何か問題が生じないでしょうか。

○事務局

行方不明者届につきましては、借受者の父母等に警察へ確認をするということをお願いして、それで確認できる必要書類を提出していただくということを想定しておりますので、特に問題は生じないと考えております

○田多委員

はい、分かりました。

○西田委員

今回、取扱基準の見直しをされること自体は、過去への問題も起こってこないと今の時点で思われますので、その点は問題ないと思います。

今後、これ以外にも見直すべき問題が生じるかもしれませんが、その時に、取扱基準の見直しをした場合に、昔に遡及させることは不可能だと思いますので、困難かもしれませんが、新たな問題が起こるであろうと想定される場合には、できるだけ早く具体化していただき委員会に提出していただかないと、大きな問題となる可能性がありますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

西田委員が言われたのは、想定できるものについては早く、基準の見直しの案を挙げていただきたいということですよね。そうしないと、事案に合わせて後で基準を作ると、不公平となる場合もありますので。

○西田委員

今回の見直し案ですべて良しとするのではなく、当然、今後も想定している以外の事態も発生するかもしれませんので、それらに十分に注意していただきたいと思います。

○事務局

今、御指摘をいただいたように、やはり取扱いは公平なものにしないといけないと考えておりますので、現在所在不明の取扱いとなっている11名の方々についての今後の状況やそれ以外に想定されることも念頭におきまして、必要なものについては速やかに見直しの方向について検討したうえ、お諮りをし、取扱いが適正なものになるように改めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

もう一つ質問ですが、行方不明者届を出されていない場合には課税証明を出していただくということですが、これは10年間継続して調査されるということなので、その間は毎年課税証明を出していただかないと、10年間継続して調査したことにはならないということではよろしいのでしょうか。それとも、毎年の提出までは必要なく、例えば2年ごとでも良いのでしょうか。

○事務局

継続調査の内容としての課税証明による確認につきましては、毎年の提出を要しないという合理的な理由が認められるのであれば、確かに出していただかなくて良いということはあるかと思いますが、今のところ特にそういうことは想定をしておりませんので、毎年出していただくということで確認をしてまいりたいと考えております。

○安保委員長

ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、この意見聴取案件について承認ということによろしいでしょうか。

それでは、委員会としてこの意見聴取案件については承認することとします。

続いての意見聴取案件です。「奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）」についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）」について御説明します。

資料4を御覧ください。ここでは、これまでの借受者本人への対応につきましては、連絡対象者である連帯保証人を接点として説明及び返還手続を進めてきたところがございますが、新たに裁判手続を視野に入れる必要が生じてきましたことから、奨学金返還事務の性格や課題、あるいはこれまでの取組状況などを踏まえまして、借受者本人への説明の進め方や裁判手続の相手方の確認方法などを整理し、定めることとしたものでございます。

「1 奨学金返還事務の基本的な性格と考慮すべき課題」についてでございます。ここでは、債権として管理すべきことと配慮すべき課題があることの二つの側面から基本的な認識を整理しております。

まず、「(1) 返還事務の基本的な性格」についてでございますが、債権であることとその適正な取扱いといった観点から、アからエまでの四つを掲げてございます。

「ア 金銭消費貸借契約に基づく返還請求」とは、奨学金返還請求が私債権であり、契約に基づき貸与した金銭の返還を請求するものであるということでございます。

「イ 債権確保の適切な実施」とは、地方自治法等に基づきまして債務者の資力状況に基づく履行期限の延長や免除などを含めまして、督促、強制執行などの適正な債権管理が求められているということでございます。

「ウ 裁判手続における借受者本人の権利の保護」とは、民事訴訟を私的紛争の最終的な解決手段とした場合、それは可能であれば避けるべきものでありますので、債権債務関係があることのお知らせや催告などは当然のことですけれども、免除申請や返還などのあらかじめ採り得る措置についても十分知ることができる状況にするというところでございます。

「エ 裁判着手における社会的費用等の適正さ」とは、同一事案で訴訟の重複を可能な限り避けるとともに、債権額や差し押さえ可能な資産が強制執行費用や争訟費用等に満たない場合に取り立てをしないことなど、社会的費用として適正となることが求められているということでございます。

次に、「(2) 返還事務において配慮すべき課題」についてでございますが、地域改善対策奨学金等に係る返還事務であるという個別性に着目し、配慮すべき課題を二つ掲げてございます。

まず、「ア 奨学金制度見直し経過への配慮」でございますが、自立促進援助金の支給により実質的な給付としてきた経過を踏まえ、総点検委員会中間報告で付言されたように、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うことが求められているということでございます。これは資料の別紙2の1で、総点検委員会からの抜粋を載せてございますので、御覧いただけたらと思います。

戻りまして、「イ 新たに人権問題が引き起こされないことへの配慮」でございますが、これは当該奨学金が同和対策事業として同和地区住民の子弟に対する施策であったため、同和問題に係る差別が完全にはなくなっていないという現状等を踏まえ、返還手続を通じてそれらの貸与の事実が明らかになることによって新たに人権上の問題が生じることがないように、配慮が必要であるということでございます。

これらの判断に当たっては、資料の別紙1と、先ほどの別紙2を添付してございます。別紙1を見ていただきますと、同和地区実態把握等調査の結果というものがございまして、これは平成12年度まで実施していたものでございますが、これらに見られ

る若年層の地区外結婚の状況や配偶者への告知の状況、あるいは、法務省で行っております人権審判事件の新規救済手続件数、そしてそのうち同和問題に関する件数の状況、さらには連帯保証人や関係運動団体等の認識等につきまして、参考資料としてまとめております。

さらに、先ほどの資料2の中で、これまで監理委員会等でいただいた御意見で関係するものについて載せております。

戻りまして、人権上の問題ということですが、これは、家族や社会関係に何らかのひずみが生じるような恐れというようなものと捉えておりまして、具体的には、三角の括弧で書いてありますが、＜人権上の配慮が必要とされる場合＞ということで、①から③までを示しております。①としましては、借受者本人が旧同和地区の子弟であることを含めて貸与等の事実を知らない場合、②としまして、その配偶者等に旧同和地区の子弟であることを知らせていないような場合、③としまして、それら二つに該当する場合、この三つのケースを考えているということでございます。

次に、「2 借受者本人への説明の進め方と考慮すべき事項」でございます。ここでは、前項の基本的な認識を踏まえまして、借受者本人への説明の進め方を整理したものでございます。

「(1) 借受者本人への対応の考え方」では、基本的には借受者本人に説明すべきものであると考えておりますが、各家庭でのこれまでの事情を十分配慮する必要があるということから、連絡対象者である連帯保証人などを通じて対応することとしております。

次に、「(2) 具体的な進め方と考慮すべき事項」でございますが、先ほど申し上げましたように、現在約8割の方が免除となっており、おおむね拒否と思われる方が22人という状況を踏まえまして、返還手続が行われている場合と行われていない場合に分けて示しております。

まず、「ア 連絡対象者を接点として説明を行い、返還手続が行われている場合」

でございますが、返還が今後長期に及ぶ場合など、将来的には借受者本人が直接的に手続を行わなければならない可能性があることにつきまして、次の返還手続時期までを目安として連絡対象者にお知らせをし、より適切な対応をお願いするとともに、併せて借受者本人が人権上の配慮が必要とされる場合に該当するのかなどのかの聞き取り等を行うことを考えております。これは、現在免除中となっている約8割の方等を想定したものでございまして、将来、突然に問題に直面するというようなことを未然に防止し、借受者がより円滑な対応をすることが可能となるように事前に取り組むということでございます。

次に、「イ 連絡対象者を接点として説明を行っても返還に応じない場合」でございます。現在、おおむね拒否をされている方22人などへの対応を想定しているものでございます。この場合、裁判手続を視野に入れざるを得ませんので、「(7) 連絡対象者への借受者への説明の依頼」を行いまして、3箇月などの相当期間が経過しても応じていただけない場合には、「(4) 連絡対象者が借受者への説明を行わない場合」としまして、貸与の事実を本人に伝える旨をお示ししたうえ、借受者本人に必要な説明を行うということにしております。また、これらの実施時期につきましては、波線の下線で示してございますけれども、少なくとも最終催告の一つ前の催告の段階では、直接借受者本人への通知が必要であると考えておりますから、その半年前には連絡対象者に本人への説明を依頼し、最終催告の一つ前の催告までには本人への説明を行っておくということを時期の目安としたいと考えております。

なお、これらを実施するに当たっての考慮すべき事項としましては、(7)又は(4)のなお書きでそれぞれ示しておりますが、連帯保証人に対して本市の進め方や採り得る対応方法などに関してあらかじめ十分な情報提供を行うことや、本人への説明に際して本人が貸与等の事実を知らないことを前提として本人以外に情報が伝わらないように慎重に対応すること、さらには、本人説明などでは十分な時間を要することも考えられますことから、それらの状況があれば、目安の時期にかかわらず適切な時間の確保

に留意すること、などであると考えております。

最後に、「3 裁判手続における借受者本人の取扱い」についてでございます。

これは、連帯保証人のみを相手方とするという例外的な取扱いを定めるものでございまして、第5回監理委員会では、連帯保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合に検討することとしましたが、それらを具体的に検討した結果でございます。これまでの説明の内容を踏まえ、次の三つの要件のいずれをも満たす場合に認めることと考えております。

まず、「(1) 連帯保証人から借受者を対象としないように申出があった場合」でございますが、これは例外的な取扱いとして、個別の状況を踏まえて判断すべきであることから、申出があった場合に限り対象とするということでございます。

次に「(2) 申出に合理的な理由があり、当該申出に明らかな矛盾がない場合」とは、申出の理由が先ほどお示ししました人権上の配慮が必要とされる場合に該当し、かつ、該当者の住民票等の履歴が申出と明らかに矛盾するようなことになっていないということでございます。

「(3) 連帯保証人が債務履行に責任を負える場合」でございますが、裁判着手における社会的な費用等の適正さを踏まえますと、連帯保証人のみを対象としても債務の履行が達せられないということを避けなければなりませんので、連帯保証人に返還する資力が十分見込まれる場合のみを対象とするということでございます。この場合に、
<資力があると認める場合>とは、三角の括弧で書いてございますけれども、①として、返還債権額に見合うような換価価値の高い不動産等を所有している場合、②として、一定の給与所得があると見込まれる場合、に加えて、③として、預金通帳の写しなど資産の申告が該当者からあった場合、を考えているところでございます。

これらの例外的な取扱いを含めまして、裁判手続の相手方の確認につきましては、5 ページに（参考1）として、具体的な手続の流れをフロー図にして掲げてございます。

なお、同じく 5 ページの下段のほうでございますが、参考 2 としまして、裁判手続着手への具体的手順として、第 5 回監理委員会で確認していただきました事項の概要をまとめたものを添付してございますので、参考として御覧いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。委員の皆様から御意見や御質問がございましたらお願いします。

○西田委員

法律のことは余り詳しくありませんが、冒頭に説明があったように、この債権というのは通常金銭債権であるという前提に立ちますと、いわゆる債務者と連帯保証人がおられて、通常金銭債権の場合は、債務不履行にならないように債権者は本人か連帯保証人かいずれにも請求を出して、どちらから回収できればよく、後は当事者間の問題が残ると理解しておりました。今回、連帯保証人のみを裁判手続の相手方とする例外的な取扱いとして三つの要件が示されていますが、これらが充足された時のみ保証人のみを着手可能とするということですね。通常金銭債権でも、連帯保証人から借受者を対象としないように申出があるなどというのは考えられるのですか。僕はそれを教えてほしいんですよ。要するに連帯保証人が払ったら、法律的には後に連帯保証人から債務者に対する求償権の問題が生じるだけであって、債権者としては貸したお金が回収できるのだから問題ありませんし、人権上の配慮で、連帯保証人である方から本人へはどうしても訴えないで欲しいとの申出がないと、連帯保証人のみで請求できないというのが、少し分かりにくいのですが。

○安保委員長

ここでは、今京都市の方がいわゆる連絡対象者、連帯保証人に連絡を取ってもらっ

ていて、連帯保証人いわゆる連絡対象者からは、返還に応じず訴訟で争うと明確に意思表示されている場合を想定しているんでしょうね。連帯保証人が任意に払っていたければ返済手続に入るのですが、連帯保証人も返還に応じられない場合に、裁判を起こす時にどうするかという問題です。

○西田委員

分かりました。

○安保委員長

山下委員、いかがですか。

○山下委員

確認ですが、この契約関係は連帯保証ということで間違いないんですね。

○事務局

連帯して債務に責任を負うということで、誓約等をいただく形になってございます。

○山下委員

最後まで保証人にしか請求しないという場合に、単なる保証人ならば主債務との関係で時効中断になりませんが、連帯保証の場合は絶対効があったと思いますので、その区別は非常に大きく、気になっておりましたので、そういうことなら問題ないと思います。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

今後、借受者の返還手続には長い時間が掛かると思いますので、借受者本人へお知らせする方法については慎重に検討していただきたいなと思います。

○事務局

今、御指摘がありましたように、私どもも先ほど人権上の新たな問題を引き起こさないような配慮が必要だと申しましたけれども、非常に慎重に十分配慮した対応が必

要だと考えております。その際に、やはり御家庭でどういう状況で認識されているかという部分を見逃すことはできませんので、連帯保証人又は連絡対象者となっている方と十分お話をし、そこにまずは理解を求めながら、本人の方にも必要に応じて御説明できるような状況を作っていくようにしてまいりたいと考えております。御指摘はしっかり受けとめまして、慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

○安保委員長

一つ質問ですが、この5ページの（参考1）のフロー図を見ますと、一番右で、最終的に保証人の方に資力がない場合は借受者のみと記載されていますが、通常は保証人に資力がなくても裁判を起こすときは借受者御本人と一緒に裁判を起こす場合が多いのではないかと思います。保証人も今は資力がなくても将来的には分かりませんが、裁判を何回もするのではなく、債務名義を得ておいたほうが訴訟経済かなうと思いますが、山下委員、いかがでしょうか。

○山下委員

委員長のおっしゃる通りだと思います。

○事務局

御指摘がございましたが、保証人に資力がない場合、例えば生活保護の受給者である場合などでも、今おっしゃられた話であれば対象とすべきということかもしれませんが、本当に保証人の方が自分のみを訴えて欲しいとお考えになるのであれば、先ほど申しましたように、例えば預金通帳等の写しを提出するという選択肢もあると思いますので、フローで示してはおりますが、現実的には余り例がないかと思っております。ただし、御指摘がありましたことについては、実際に事例が発生するような場合には当然検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

そうしましたら、フロー図の一番右のところは慎重に検討していただくということでよろしくをお願いします。

ほかに御意見はございませんでしょうか。そうしましたら、この意見聴取案件については承認ということによろしいでしょうか。

では、委員会として承認することといたします。

それでは、最後の意見聴取案件でございます。「平成２３年度における裁判手続の実施について」ということです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「平成２３年度における裁判手続の実施について」御説明します。資料５を御覧ください。

これは、平成２３年度における裁判手続の実施につきまして、前回の第５回監理委員会におきまして、裁判手続着手の考え方について御審議をいただいたところでございます。その際、裁判手続着手の対象となる滞納額が１００万円以上となる者の見込みが二人であると御報告しておりましたけれども、その後９月に第４回目の催告をし、１１月には平成２２年度返還分の督促を含めた最終催告を行っておりますが、納付期限後も返還手続には応じていただいておりますが、現在のところも納付の確認ができていないということで、やむを得ず裁判に向けた手続に着手していくというものでございます。

「１ 裁判手続着手対象者と実施内容について」でございます。表になってございますけれども、Ｎｏ．１の借受者Ａにつきましては、借受者及び連帯保証人を裁判対象者として、滞納額１２９万６，０００円の返還を請求することとし、また、Ｎｏ．２の借受者Ｂにつきましては、連帯保証人のみを裁判対象者として、滞納額１０８万７，３４０円の返還を請求することとし、共に民事訴訟の方法で平成２４年３月に裁判に着手することを予定しているものでございます。

次に、「２ 今後の裁判手続に向けた予定について」でございます。

まず、「(1) 平成２３年１２月１日 法的措置通知書の送付」のとおり、先ほどの対象者に対しまして、滞納額全額の納入を再度催告するとともに、返還に応じていた

だけない場合は法的措置，この場合は民事訴訟を想定しておりますけれども，それを実施することを通知します。ただし，この場合においても，滞納額全額の納入又は分納誓約のうえで初回分を納入された場合には裁判手続を取り止めるということとなります。

次に，「(2) 平成24年2～3月 市会への付議・議決」とありますが，法的措置通知書の送付後も，返還に応じていただけなかった場合には，市会に訴えの提起を付議し，御審議をお願いすることとなります。

そして，市会で御承認いただけた場合は，「(3) 平成24年3月 裁判着手」のとおりで，速やかに裁判に着手するということでございます。

概要は以上のとおりでございます。

次に，個別に案件の状況を御報告させていただき，裁判着手の要件を満たしているか等の観点から御審議いただく必要がございますが，個人情報に関する内容にも触れることになりますことから，これからの進行について改めて御提案いたします。

○事務局

それでは，ただ今西尾から説明させていただきましたように，本件につきましては2件予定しているところでございますが，借受者個人のプライバシーに配慮する必要がございますので，個別の案件とその報告事項については，非公開とさせていただきたいのですが，いかがでしょうか。

○安保委員長

事務局から提案がありましたが，本件については個別の案件の報告になりまして，審議も個別の事情に応じて審議をするということですので，非公開とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは，本件の案件の報告及び審議については非公開で行うことにいたします。

そうしますと，先に他の案件について進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。最後に、本日の議事のところで「(3) その他」というところがございますが、委員の皆様から本日の報告とか意見聴取案件以外のことでは何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局

それでは、私のほうからは1点だけですが、資料6、資料7というものを今回添付させていただいておりますので、御紹介します。これは先ほど説明いたしましたように、平成12年度以前に返還を開始したものについては一律に免除するという取扱いをしておりますが、これに対して住民訴訟が提起されておりました。それについて、7月19日に原告の請求を棄却する旨の京都地裁の判決が出ておりました。その後、原告から控訴の提起がありました。資料6でそれらの概要を、資料7で地裁の判決文を、それぞれ載せておりますので、また御覧いただけたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局

事務局のほうから続いて説明させていただきますが、議事録については、事務局で案を作成させていただきます。委員長に御確認をいただいたうえで公表させていただきます。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲で公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回以降の委員会の日程でございますが、今後の事務の進捗状況につきましては、平成24年6月ごろを目途に、平成23年度の取組状況、さらに、裁判手続の実施状況の御報告をさせていただきたいと考えております。また、個別の案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

それでは、先ほどに引き続いて、平成２３年度における裁判手続の実施について報告をいただいて審議を行いますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方、報道関係の方がいらっしゃいましたら、ここで御退席いただきますようお願いいたします。

〔傍聴者及び報道関係者退席〕

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しています。

○安保委員長

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは、先ほどに引き続きまして、ただ今配付いたしました「裁判手続着手対象者の具体的な状況について」に基づきまして御説明をいたします。

なお、裁判手続着手への具体的な手順としましては、先ほども申し上げましたが、資料４の５ページの（参考２）のところにまとめたものがございますので、必要に応じて見ていただけたらと考えております。

では、資料に基づきまして説明させていただきます。案件ごとに詳細の内容を調書としてまとめてございます。

まず、「１ Ａ（借受者）及びＸ（連帯保証人）について」でございますが、「(1) 裁判着手の要件への適合状況について」でございます。

「ア 滞納額について」でございますが、これは要件といたしましては、滞納額が１００万円以上の者としていただいておりますが、「貸与の状況」としまして大学分と大学院分で総額約６５０万円を貸与し、「返還の状況」としまして約１３０万円は既に自立促進援助金で返還済みとなっておりますが、それ以外で個人からの返還

は一切なく、返還残額が約５２０万円となっており、うち約１３０万円が滞納となっております。したがって、１００万円を上回っておりますので、要件を満たしているということでございます。

次に、「イ 督促・催告の実施状況について」でございますが、これは要件といたしましては督促後約１年をかけて４回程度の催告をしても返還に応じない者としていくところでございます。「督促・催告の実施状況」に記載しておりますように、平成２３年９月末までには平成１９・２０年度返還分では督促後４回の催告をしておりますが、平成２１年度返還分では督促後３回の催告を行っております。その後、平成２２年度返還分の督促と併せまして最終催告をしておりますので、平成２１年度分以前については５回又は４回の催告をしていることになります。そして最終催告の履行期限後も返還には応じていただいておりますので要件を満たしていると考えております。

次に、「ウ 資力の有無について」でございますが、これは要件といたしましては、資力がないことが明らかな者以外は資力があるとみなすというものでして、具体的には不動産、自動車、その他就業状況等を把握することとしております。

まず、「a 借受者について」でございますが、資力調査の結果、資力がないことが明らかとは言えず、資力があると判断しております。

また、「b 連帯保証人について」でございますけれども、資力調査の結果、資力があると判断しているところでございます。

次に、「(2) 裁判手続の相手方の確認について」でございます。これは、借受者本人及び連帯保証人の両方を基本としておりますが、本日、「奨学金返還事務における借受者本人への対応」に関して、連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱いを御審議いただき、確認いただいたところでございますが、この点について、９月の時点で連帯保証人に対して借受者本人への人権上の配慮が必要かどうかを確認したところ、借受者との相談の上、特に配慮を申し立てず、催告書を借受者本人の住所地に直接送

付しても構わないということでございましたので、原則どおり借受者本人及び連帯保証人を相手方とすべきものと考えております。

最後に、「(3) 裁判手続の手法について」でございます。これは、基本的には自主的な解決を図ることを目的として民事調停を申し立てることとしておりますが、訴訟で争う意思を再三にわたり示されているなど争う意思が明確と認められる場合には、民事調停が成立する見込みが乏しいため、民事訴訟の提起を検討するとしてきたものでございます。連帯保証人においては、これまでから奨学金制度の見直しに納得しておらず、返還意思はなく、訴訟で争うとの意思をたびたび示されておまして、最終催告送付後にも電話にて確認いたしました。それらの意思については変わっていないということでございました。

また、借受者本人については直接話をしておりませんが、催告の4回目及び最終催告を送付しても、今までのところ一切御連絡をいただいておりますので、連帯保証人と同様の意向であると考えざるを得ないと考えております。したがって、この場合は、民事調停が成立する見込みは極めて乏しいため、民事訴訟を提起するのが適当であると判断しております。

引き続き、2番目も説明させていただいてよろしいでしょうか。

○安保委員長

お願いいたします。

○事務局

それでは、「2 B（借受者）及びY（連帯保証人）について」でございます。

まず、本文の「(1) 裁判着手の要件への適合状況」についてでございます。

「ア 滞納額について」でございます。「貸与の状況」としまして、大学分と大学院分で合計約540万円を貸与していたところ、「返還の状況」としまして、約140万円は既に自立促進援助金で返還済みとなっておりますが、それ以外の個人からの返還は一切なく、返還残額が約400万円となっております。うち約110万

円が滞納額でございまして、滞納額が100万円を上回っているということでござい
ますから要件を満たしております。

次に、「イ 督促・催告の実施状況について」でございまして。平成19・20年度
返還分では督促後4回の催告をし、平成21年度返還分では督促後3回の催告をして
おりまして、その後、平成22年度返還分の督促と併せて最終催告をしておりますの
で、平成21年度分以前については5回又は4回の催告をしているということになり
ます。そして最終催告の履行期限後も返還にいただいておりますので、要件を満た
しているということでございます。

次に、本文の「ウ 資力の有無について」、の「a 借受者について」でございませ
んが、資力調査の結果、資力がないことが明らかとは言えず、資力があると判断をして
おります。

また、本文の「b 連帯保証人について」でございまして、資力調査の結果、資力が
あると判断しております。

次に、本文の「(2) 裁判手続の相手方の確認について」でございまして。借受者は結
婚しておりまして、配偶者に同和地区出身者であることを伝えてないということから、
裁判により返還を求める場合には連帯保証人のみを訴えてほしい旨の申出をかねてか
ら連帯保証人から受けてございました。連帯保証人に面談した際に、それまでにお話
を聞いていた内容を整理した申立書を提出いただいております、受領しているというところ
でございます。

また、住民票を確かめたところ、借受者本人は婚姻していることを確認してござい
ます。したがって、連帯保証人から申出があり、配偶者に同和地区出身者である
ことを伝えていないという点で、人権上の配慮が必要とされる場合に該当いたします。
かつ、住民票からそれらの結婚の事実等が矛盾してないことが確認できております。
さらに、連帯保証人には債務を履行するだけの資力があることも確認できております
ので、本日確認いただきました連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱いの三つ

の要件のいずれにも該当し、連帯保証人のみを相手方にしても差し支えないと判断しております。

最後に、本文の「(3) 裁判手続の手法について」でございますが、連帯保証人は、かねてから奨学金の返還に応じる意思がないことを明確かつ一貫して示されており、最終催告書の送付後に電話にて確認しましてもそれらの意思は変わらないということで、司法の判断に委ねたい旨の発言もございました。したがって、この場合は民事調停が成立する見込みは極めて乏しいことから、やむを得ず民事訴訟を提起するのが適当であると判断しております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。そうしましたら、順番に審議をしていきたいと思えます。まず、No. 1の対象者についてですが、御質問等はございますでしょうか。

この借受者の方は婚姻はされておられるのでしょうか。

○事務局

結婚されております。

○安保委員長

裁判をされると、争われる意思を明確にされておられるので、訴訟もすぐには結審しないと思うのですが、次の履行期限が到来して新たに滞納となってくる分については請求額の拡張をされるのですか。次の平成23年度返還分もまた滞納になられたら、請求額を拡張されるという形で進めて行かれるのでしょうか。

○事務局

裁判がどの程度進行するかにもよりますが、私どもの弁護士とも相談しつつ、適切な対応という意味では、請求額の内容については補正して対応していくということになろうかと思えます。

○山下委員

このようなケースですと、そもそも履行しない意思が明確ということなので、将来請求も場合によっては可能と思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

私どもとしては、返還計画書受領時に20年間で払うという内容を認めてございまして、それを今一方的にこちらで無効とするという判断はせずに、とりあえず履行期ごとの請求と考えております。将来的にはやり取りの中で考えなくてはいけないかもしれませんが、今ただちにそうすることが適当とは考えておりません。

○安保委員長

西田委員、いかがでしょうか。

○西田委員

御説明していただいた内容は、事実関係も含めて、いわゆる裁判手続着手の条項に該当していますので、これで良いと思っております。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

確認ですが、裁判費用はどのぐらい必要でしたでしょうか。

○事務局

まず、第一審の弁護士費用等と言いますと、50万円は超えるものになるかと思いますが、その後控訴等があれば更に増えることになろうかと思えます。最終的な費用としては、これは勝訴した場合ですが、強制執行等の手続費用等も更に考えなくてはいけないと思っております。おおよそ今のところで言うと、50万円から100万円の間ぐらいということで、前回の監理委員会で御説明したように50万円で裁判をするに見合うか否かの線引きをさせていただいております。

○安保委員長

裁判する場合、民事法定利息も請求されるのですか。

○事務局

はい。そのように考えております。

○安保委員長

知らないのを教えていただきたいのですが、訴訟の提起には市会の議決が必要ということですが、その際にはどの程度説明をされるのですか。

○事務局

訴えの提起の内容としましてはそれほど詳細なものではなく、どういう案件のものを誰に対して請求するかという話になろうかと思います。また、それに基づいて議案の説明書等を提出することになるかと思いますが、当然その内容についても、プライバシーにかかわるものは触れられないかと思いますが、内容を判断することができる範囲で御説明をさせていただくということになろうかと思っております。まだ、細かい確認まではしておりませんが、イメージとしては、本日御説明したような細かい内容は想定しておりません。

○安保委員長

誰に対してというのは議決のときには必要ないですかね。

○事務局

この場合は、No. 2のケースですと、借受者本人については除く形になり、連帯保証人に対して請求することとなりますが、その際には当然、借受者本人についての記載は除く形で取り扱っていくことになろうかと思います。

一方、裁判においては公開が原則ですので、主債務がどういうものかというのは当然そこで明らかにされるということはあるかと思いますが、傍聴があったとしても、細かい内容については書面等でのやり取りとなりますから、実質的にはわからないかと思っております。その辺りについては弁護士を通じて裁判所と慎重に調整し、問題が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

○安保委員長

例えば、特にプライバシーに配慮しなければならない裁判の場合は、資料等の閲覧許可しないよう、あるいは法廷の外に名前を張り出さないように、その理由を付して上申をすることも可能かと思います。裁判そのものは公開法廷になるのですが、外では分からないよう手続をする場合もありますので、代理人の弁護士と相談いただき適切に対応していただきたいと思います。

○事務局

貴重なアドバイスをいただきましたので、是非そういう形で対応したいと思います。

○安保委員長

では、N o . 2 の件で、事実関係とかで御質問はございませんでしょうか。

もしこれらの案件で例えば分納等をされたら裁判手続はしないということによろしかったですね。

○事務局

はい。その通りでございます。

○田多委員

N o . 1 の案件についてですが、借受者本人にも9月に簡易書留で催告書を出されたとのことで、それに対しての返事はまだ来ていないとのことでしたが、もう一回ぐらい働きかけをされてみてはいかがかと思ったのですが。

○事務局

難しいところがありまして、連帯保証人の方から話を聞いている範囲では、借受者本人も訴訟で争いたいという意思を示されているようです。今回、御本人の意思を確認するためにも最終催告書をお送りしているところですが、更にどの程度確認のために対応すべきかは少し迷うところではありますが、いずれにしろ、今回の委員会で御承認いただけたら法的措置通知書をお送りしますので、その後のやり取り等もあるかと思いますので、それらで対応していきたいと思います。

○安保委員長

9月に送られた簡易書留の催告書は、借受者本人は受領されているんですね。

○事務局

そうです。

○安保委員長

催告の内容は借受者本人も見ておられるとのことなので、見ておられて何か対応されるのであれば連絡があると思いますので、連絡をされないというのも一つの意思表示だとは思いますが。

○田多委員

そうですね。

○安保委員長

特に御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、N o . 1 及び N o . 2 の案件について、裁判手続の実施を承認するという事でよろしいでしょうか。

では、委員会として承認することといたします。

そうしましたら、次回の委員会は6月ということですが、市会で議決いただいて裁判提起をされたら、委員にはその旨を御連絡いただけますでしょうか。

○事務局

承知いたしました。

議決された場合の議決の内容や、裁判に着手した場合についてはその内容について、別途御報告いたします。

○安保委員長

裁判手続に入ることによって私たちも大変注目しております。是非、十分準備をしていただいて手続に入っていただきたいと思います。今回の裁判手続は、今後に変化いたしますので、御準備のほど、よろしくお願いします。

では、以上をもちまして第6回の委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。